令和2年10月28日 日本年金機構国民年金部

日本年金機構「国民年金保険料収納事業」 民間競争入札における実施要項の変更について

1. 事業の概要

日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保険料を納付期限内 に納付しない者(滞納者)に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督励業務及び実施 状況報告業務である。

2. 実施要項等の変更に至る経緯

国民年金保険料収納事業の実施要項は第 247 回官民競争入札等監理委員会(令和 2 年 4 月 24 日)にて議了された。当該業務については、令和 2 年 10 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まであるが、調達において、全国 312 事務所を 18 の契約地区に分け、調達を行ったところ、1 つの地区に不調が発生した。不調発生地区は南関東③地区(東京都の多摩地区及び山梨県)を対象地域としているが、2 者の入札があったものの、いずれも予定価格を超過し、再入札を辞退したことから不調となった。

3. 実施要項の変更点

(1)業務委託(履行)期間の始期

令和2年10月1日を令和3年5月1日に変更

(変更前) 令和2年10月1日から令和5年4月30日まで

(変更後) 令和3年5月1日から令和5年4月30日まで

(2)対象地域(入札単位)の変更

不調となった地区と対象とする。

(変更前) 312年金事務所について、18地区を対象地区とする。

(変更後) 8年金事務所、1地区を対象地区とする。

(3) 民間競争入札に係るスケジュール

官民競争入札等監理委員会での了承後、可能な限り速やかに調達手続きを実施する。

(下線部分は、今回変更部分)

変更後

3 対象業務に関する事項

(2)業務委託(履行)期間

業務委託期間は、令和3年5月1日から令和5年4月30日までとする。また、履行期間は、令和3年5月1日から令和5年5月19日までとする。

ただし、第1期の実績が判明する時点で、第1期の業務実績により、下記(ア)から(エ)の条件すべてを満たしている場合、 双方協議の上、業務委託期間を期間満了の日の翌日から起算して さらに2年間延長できるものとする。

なお、第1期の実績判明後、第2期の達成目標の達成率が110%を超過していない場合及び(イ)から(エ)の条件に該当しないことが明らかとなった場合、日本年金機構は延長した業務委託期間を1年間(令和6年4月30日まで)に変更又は業務委託期間の延長を取り消すことができる。なお、業務委託期間を延長した場合又は取り消した場合は、履行期間も同様に延長又は取り消すものとする。

※ 履行期間とは、業務委託期間のうち、納入検査を行うため の作業等が可能となる日(履行開始日)から、最終納入検査の 検査合格後に個人情報等の返却・廃棄等を行った旨を日本年 金機構へ報告する日(履行終了日)までのことをいう。 現行

3 対象業務に関する事項

(2)業務委託(履行)期間

業務委託期間は、令和2年10月1日から令和5年4月30日までとする。また、履行期間は、令和2年10月1日から令和5年5月19日までとする。

ただし、第1期の実績が判明する時点で、第1期の業務実績により、下記(ア)から(エ)の条件すべてを満たしている場合、双方協議の上、業務委託期間を期間満了の日の翌日から起算してさらに2年間延長できるものとする。

なお、第1期の実績判明後、第2期<u>又は第3期のすべて</u>の達成目標の達成率が110%を超過していない場合及び(イ)から(エ)の条件に該当しないことが明らかとなった場合、日本年金機構は延長した業務委託期間を1年間(令和6年4月30日まで)に変更又は業務委託期間の延長を取り消すことができる。なお、業務委託期間を延長した場合又は取り消した場合は、履行期間も同様に延長又は取り消すものとする。

※ 履行期間とは、業務委託期間のうち、納入検査を行うための作業等が可能となる日(履行開始日)から、最終納入検査の検査合格後に個人情報等の返却・廃棄等を行った旨を日本年金機構へ報告する日(履行終了日)までのことをいう。

なお、延長した場合の<u>第3期</u>及び<u>第4期</u>の達成目標については、 業務委託期間を延長することが決定した際に別途提示する。

(ア) 第1期のすべての達成目標の達成率が110%を超過していること。

※ 達成の判断は、契約地区単位で行う。

- (イ)別紙3別表1「評価項目一覧」に定める必須項目を満たしていること。
- (ウ) 4(1) に定める必要な参加資格を満たしていること。
- (エ)業務委託期間中に日本年金機構が重大と判断した事故又は 違反が発生していないこと。
- (3)対象地区(入札単位)及び対象年金事務所 別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、<u>8年金事務所、1地</u> 区を対象地区とする。
- (4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質
- (ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準(以下「達成目標」という。)を各期に設定するものとする。なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義 務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明 なお、延長した場合の第4期及び第5期の達成目標については、 業務委託期間を延長することが決定した際に別途提示する。

(ア)第1期のすべての達成目標の達成率が110%を超過していること。

※ 達成の判断は、契約地区単位で行う。

- (イ)別紙3別表1「評価項目一覧」に定める必須項目を満たしていること。
- (ウ) 4(1) に定める必要な参加資格を満たしていること。
- (エ)業務委託期間中に日本年金機構が重大と判断した事故又は 違反が発生していないこと。
- (3)対象地区(入札単位)及び対象年金事務所 別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、312年金事務所に ついて、18地区を対象地区とする。
- (4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質
- (ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準(以下「達成目標」という。)を各期に設定するものとする。なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義 務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説 すること

- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座 振替等や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めることを求めるものとする。

※ 「各期」

第1期:令和3年5月から令和4年4月まで

第2期:令和4年5月から令和5年4月まで

《契約延長した場合》

第3期:令和5年5月から令和6年4月まで

第4期:令和6年5月から令和7年4月まで

(5) 事業実施体制

(イ)事業実施体制等について、以下に掲げる期日までに必要な申 請等の手続きを行うこと。

変更、廃止等を行う場合については、変更、廃止等を行う日 の前日までに必要な手続きを行うこと。

① 個人情報等保護に関する管理体制(下記の(i)~(ii)は、別紙8「管理者等申請書」により提出し、下記の(i)を変更する場合は、別紙9「業務委託員名簿」により、下記の(ii)を変更する場合は、別紙8「管理者等申請書」によりそれぞれ提出すること。)

明すること

- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座 振替等や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めることを求めるものとする。

※ 「各期」

第1期:令和2年10月から令和3年4月まで

第2期:令和3年5月から令和4年4月まで

第3期:令和4年5月から令和5年4月まで

《契約延長した場合》

第4期:令和5年5月から令和6年4月まで

第5期:令和6年5月から令和7年4月まで

(5) 事業実施体制

(イ)事業実施体制等について、以下に掲げる期日までに必要な申 請等の手続きを行うこと。

変更、廃止等を行う場合については、変更、廃止等を行う日 の前日までに必要な手続きを行うこと。

① 個人情報等保護に関する管理体制(下記の(i)~(ii)は、別紙8「管理者等申請書」により提出し、下記の(i)を変更する場合は、別紙9「業務委託員名簿」により、下記の(ii)を変更する場合は、別紙8「管理者等申請書」によりそれぞれ提出すること。)

- (i)(ii)(略)
- (iii)業務委託員と守秘義務契約書を締結したことの報告(別紙 10「守秘義務契約締結報告書」)
 - ・期限:業務開始日の16日前まで
 - ※ 別紙9「業務委託員名簿」に記載した業務委託員と締結した守秘義務契約書(別紙11「守秘義務契約書」)の 写しをすべて添付すること。
 - ※ 業務委託員の変更がある都度、提出すること。
- ② 業務の履行に関する体制(下記の(i)~(ii)は、別紙8「管理者等申請書」により提出し、下記の(iii)~(iv)の者及び下記の(i)~(ii)を変更する場合は別紙8「業務委託員名簿」により提出し、上記(5)(イ)①(i)の者についても記載すること。)
- (i)(ii)(略)
- (iii) 作業者の届出
 - ・期限:業務開始日の16日前まで
- (iv) (略)
- ③ 再委託に関する申請(別紙13「再委託承認申請書」、別紙14「受託証明書」により提出)
 - ・期限:再委託開始予定日の16日前まで
 - ※ 提案書提出時に再委託申請書を提出している場合を除 く。
- ④ (略)

- (i)(ii)(略)
- (iii)業務委託員と守秘義務契約書を締結したことの報告(別紙 10「守秘義務契約締結報告書」)
 - ・期限:業務開始日の13日前まで
 - ※ 別紙9「業務委託員名簿」に記載した業務委託員と締結した守秘義務契約書(別紙11「守秘義務契約書」)の 写しをすべて添付すること。
 - ※ 業務委託員の変更がある都度、提出すること。
- ② 業務の履行に関する体制(下記の(i)~(ii)は、別紙8「管理者等申請書」により提出し、下記の(iii)~(iv)の者及び下記の(i)~(ii)を変更する場合は別紙8「業務委託員名簿」により提出し、上記(5)(イ)①(i)の者についても記載すること。)
- (i)(ii)(略)
- (iii) 作業者の届出
 - ・期限:業務開始日の13日前まで
- (iv) (略)
- ③ 再委託に関する申請(別紙13「再委託承認申請書」、別 紙14「受託証明書」により提出)
 - ・期限:再委託開始予定日の13日前まで
 - ※ 提案書提出時に再委託申請書を提出している場合を除 く。
- ④ (略)

4 受託事業者選定に関する事項

- (2) 民間競争入札に参加する者の募集
- (ア) 入札実施手続
 - ① 入札の単位

入札は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧」 に示す1地域について、8の「年金事務所」を入札単位とす る。

② (略)

(イ) 民間競争入札に係るスケジュール (予定)

入札公告

令和2年12月上旬頃

② 業務説明会

令和2年12月中旬頃

③ 業務説明会後の質問期限

令和2年12月下旬頃

- ※ 質問については書面で受け付けることとし、回答に ついては軽微なものを除き公表する。
- ④ 提案書提出期限

令和3年1月下旬頃

⑤ 評価委員会(提案書の評価)及び 入札参加者によるプレゼンテーション

令和3年2月上旬頃

⑥ 入札書提出期限

令和3年2月中旬頃

⑦ 開札

令和3年2月中旬頃

⑧ 契約の締結

令和3年2月下旬頃

4 受託事業者選定に関する事項

- (2) 民間競争入札に参加する者の募集
- (ア) 入札実施手続
 - ① 入札の単位

入札は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧| に示す9地域について、18の「対象地区」を入札単位とす る。

② (略)

(イ) 民間競争入札に係るスケジュール (予定)

入札公告

令和2年5月下旬頃

② 業務説明会

令和2年6月上旬頃

③ 業務説明会後の質問期限 令和2年6月上旬頃

※ 質問については書面で受け付けることとし、回答に ついては軽微なものを除き公表する。

④ 提案書提出期限 令和2年6月下旬頃

⑤ 評価委員会(提案書の評価)及び 入札参加者によるプレゼンテーション

令和2年7月上旬頃

⑥ 入札書提出期限

令和2年7月中旬頃

(7) 開札

令和2年7月中旬頃

⑧ 契約の締結

令和2年7月下旬頃